

朝鮮半島の非核化と 北東アジア非核兵器地帯



2018年11月26日 梅林宏道

もくじ

1. DPRKの核技術に関する年表
2. DPRKのこれまでの主張
核武装の理由と朝鮮半島非核化
3. 南北関係の進展
4. 米朝関係の進展
5. 北東アジア非核兵器地帯へ



DPRK核年表

- 1950年11月 トルーマン大統領、朝鮮戦争で原爆使用発言
- 1953年12月 アイゼンハワー大統領アトムズ・フォア・ピース国連総会演説
- 1956年3月 ソ連と原子力研究組織に関する協定
- 1958年2月 米軍、戦術核兵器の韓国配備を公表(1月から開始)→1991年12月、米戦術核の撤去完了
- 1959年9月 原子力研究センター設立へソ連の技術援助協定
- 1965年8月 寧辺でソ連製研究炉(IRT)が臨界。出力2MWt→1974年9月、IAEAに加盟
- 1979年? 寧辺で5MWe黒鉛炉の建設開始(試験発電炉第1号)
- 1985年12月 NPTに加盟→1986年1月、5MWe黒鉛炉の運転開始
- 1992年1月 NPTに基づくIAEA保障措置協定に署名(4月発効)
- 1992年2月 朝鮮半島非核化南北共同宣言
- 1992年5月 NPT保障措置に関する初期申告→1993年2月、IAEA理事会、特別査察要求
- 1993年3月 NPT脱退声明→6月、米朝合意で保留
- 1994年10月 米朝枠組み合意、黒鉛炉、再処理凍結→1995年3月、KEDO軽水炉2基建設計画
- 2002年1月 ブッシュ米大統領の「悪の枢軸」年頭教書→2月 NPRでDPRK核攻撃対象
- 2002年10月 米、DPRKがウラン濃縮計画を認めたと発表→12月、KEDO事実上崩壊、黒鉛炉再開
- 2003年1月 NPT脱退声明→8月、6ヶカ国協議開始→2005年9月、6か国共同声明
- 2006年10月 第1回地下核実験→2017年9月、第6回地下核実験(水爆)
- 2007年2月 第1段階「寧辺施設凍結」→10月、第2段階「無能力化」「申告」→2008年6月、冷却塔爆破
- 2009年4月 再処理再開、新試験用軽水炉の建設→6月、ウラン濃縮正式表明
- 2010年10月 米ヘッカー博士らウラン濃縮設備と実験軽水炉建設現場に招待
- 2013年4月 黒鉛炉再稼働の公式表明

北朝鮮が述べてきた核兵器保有の理由

■2006年10月3日 第1回地下核実験予告時の声明

「米国からの核戦争の極度の脅威、制裁と圧力の結果、それに対抗する防衛手段として核抑止力を強化するための核実験に踏み切らざるを得ない。」

■2013年4月1日 核兵器国地位確立法・第1条

「DPRKの核兵器は、増大し続ける米国の敵視政策と核の脅威に対抗するために手にせざるを得なかった正当な防衛手段である。」

■2017年9月23日 国連総会での李容浩・外相演説

「我が国核戦力の唯一の目的は米国の核の脅威を終わらせ軍事的侵略を阻止するという戦争抑止力である。従って、我々の究極的な目的は、米国と力のバランスを確立することである。」

■2018年1月1日 金正恩委員長の年頭の辞

「我が国の核戦力は、いかなる米国の核の脅しも打ち砕き、反撃することができる。それは、米国が冒険主義の戦争を始めることを阻止する強力な抑止力である。」

北朝鮮：朝鮮半島非核化の5項目要求

2016年7月6日

1. 韓国にある核兵器をすべて公表する。
2. 韓国にあるすべての核兵器と核兵器基地を解体し世界的に検証する。
3. 今後、核兵器攻撃手段を韓国及びその周辺に持ち込まないと保証する。
4. いかなる場合もDPRKに対して、核攻撃やその脅しをしないと誓約する。
5. 韓国から核兵器使用権限のある米軍部隊を撤退させる意図を宣言する。

板門店宣言(4.27)と 9月平壤宣言(9.19) #1

1. 共同繁栄と自主統一の未来を早める

民族自主の原則の確認、南北共同連絡事務所の開設（開城）
民間交流の促進、東海線・京義線（鉄道と道路）の連結

2. 軍事的緊張緩和と戦争の回避

すべての敵対行為の中止、西海北方限界線に平和水域設定
将官級・軍事当局者会談の頻繁な開催

3. 朝鮮半島の平和体制の構築へ協力

武力不使用の不可侵合意の順守、緊張緩和と段階的軍縮
今年中に3者または4者会談で戦争終結宣言と平和協定追求
完全な非核化によって核のない朝鮮半島を実現

文在寅大統領が秋に平壤訪問

板門店宣言(4.27)と 9月平壤宣言(9.19) #2

1. 非武装地帯の敵対関係終息から半島全域へ
「板門店宣言軍事分野履行合意書」の順守と履行
あらゆる場で一切の敵対行為を全面的に中止
全ての問題を平和的方法で協議・解決
2. 互惠・共栄の原則による民族経済の均衡発展
3. 離散家族問題など人道的協力
4. 民族の気概を内外に示す多様な分野の協力・交流
南北共同の記念行事（3・1人民蜂起100周年など）
5. 核兵器と核脅威のない朝鮮半島へ実質的進展が必要と認識を共有
東倉里エンジン試験場とロケット発射台廃棄に専門家の参観
米国の相応の措置があれば寧辺核施設の廃棄などの措置
6. 金正恩委員長が近いうちにソウルを訪問

米朝首脳共同宣言(6.12)

●大目標に合意

「平和と繁栄に向かう新たな米朝関係を確立」

「朝鮮半島の持続的で安定した平和体制構築」

●相互にバランスの取れた約束

DPRK(北朝鮮)は**完全な非核化**を約束

現状の申告が必要(弾頭、兵器、核物質、施設)

凍結→無能力化→解体、すべての段階で検証が必要

米国は**安全の保証**を約束

政治的：北朝鮮の承認、外交関係の樹立

安全保障：演習中止、戦争終結宣言、平和条約、米軍駐留

経済的：貿易制限と経済制裁などの除去

●相互の信頼醸成の重要性を共有



段階的・相互的措置による非核化の例

(2018.11.6 梅林作成)

段階	DPRK	米国・韓国
1	存在が知られている核兵器・中長距離ミサイルと関連施設の凍結	朝鮮戦争の終結宣言と大型米韓合同演習の中止の継続
2	凍結施設の無能力化と査察の受け入れ	韓国の核関連施設と米軍基地への査察受け入れと経済制裁の一部解除
3	保有核兵器とプルトニウム・濃縮ウランの保有量の申告、在米連絡事務所の設置	平和・不可侵協定交渉開始、在北米連絡事務所の設置、経済制裁のさらなる一部解除
4	核兵器計画の包括的リストの提出と要求箇所への査察受け入れ	平和協定の締結、経済制裁のさらなる解除
5	国際監視下の核兵器・中長距離ミサイル・兵器用核物質生産施設解体開始、在米大使館設置	在北米大使館設置、経済制裁の完全解除

停戦協定・平和条約／在韓米軍・在日米軍

◆停戦協定 1953年7月27日

朝鮮人民軍最高司令官・金日成

中国人民志願軍司令・彭徳懐

国連軍司令部総司令官・合衆国陸軍大将マーク・W・クラーク

(1978年以後、米韓合同軍司令官が作戦指揮権)

◆戦争終結宣言と平和条約(停戦協定とは独立したもの)

中国はすでに米国、韓国と関係正常化、戦争状態にない

南北は板門店宣言・9月平壤宣言で実質において終戦宣言

米国とDPRKのみ戦争状態が続いている

平和条約の形:

2つ(南北、米朝)の2か国、3か国(米、朝、韓)条約、4か国(米、朝、韓、中)

◆最近の北朝鮮の平和条約、非核化要求

在韓米軍撤退をリンクさせていない。軍事演習の性格を問題視

非核化に在韓米軍の検証可能な非核化を要求している

(在日米軍も米韓軍事作戦に深く関与している)

非核兵器地帯の3要件

1. 核兵器の開発・製造・実験・入手・保有・配備などを禁止（核兵器の不存在）

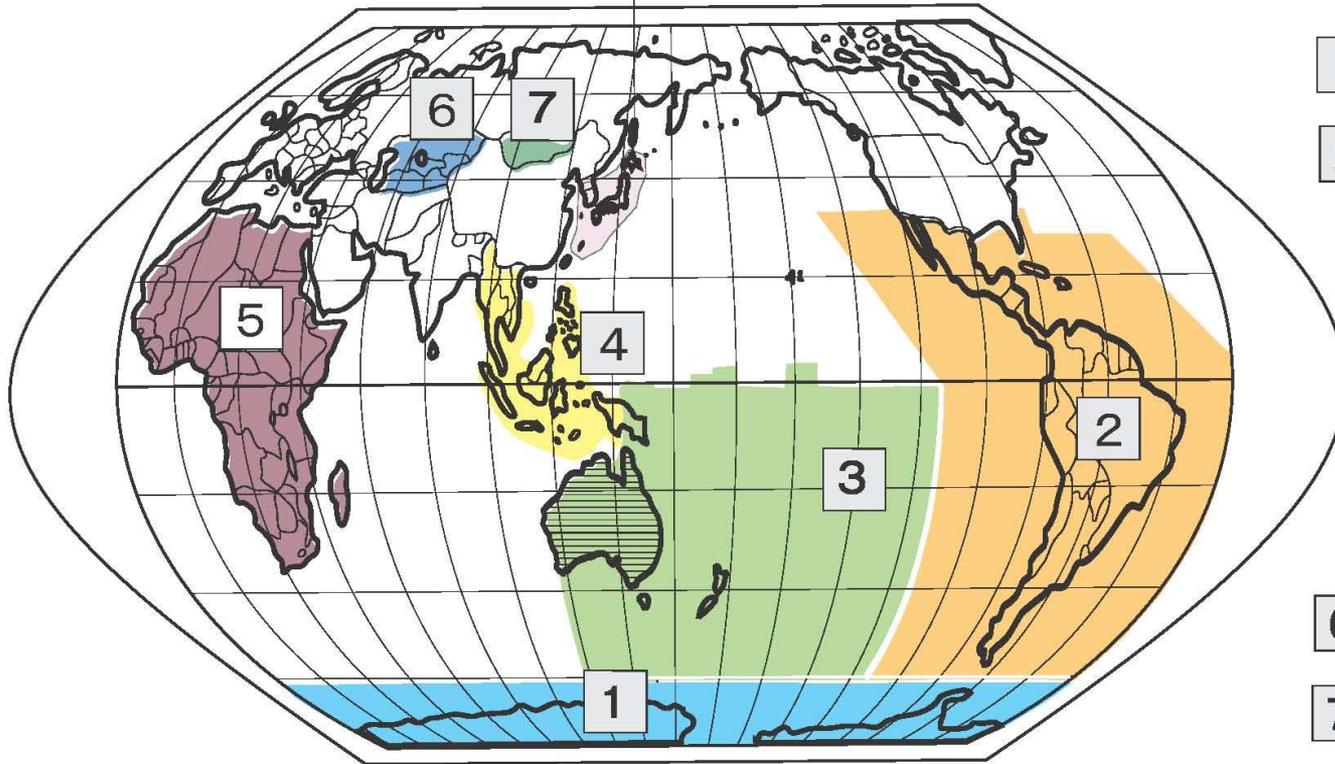
2. 核兵器による攻撃・威嚇の禁止

（消極的安全保証）→「核の傘」から
「非核の傘」へ

3. 監視・検証・協議制度の設置

世界の非核兵器地帯

北東アジア非核兵器地帯
(NGO提案)



- 1 南極条約
- 2 ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約
(トラテロルコ条約)
- 3 南太平洋非核地帯条約
(ラロトンガ条約)
- 4 東南アジア非核兵器地帯条約
(バンコク条約)
- 5 アフリカ非核兵器地帯条約
(ペリンダバ条約)
- 6 中央アジア非核兵器地帯条約
(セミパラチンスク条約)
- 7 モンゴル非核兵器地帯地位※
(注) 他の地帯と性格が異なるが、国内法が成立している
ので「発効」に分類した。

朝鮮半島非核兵器地帯 vs 3+3 北東アジア非核兵器地帯

- このままの朝鮮半島非核兵器地帯は5か国条約になる（韓、朝、米、中、ロ）。
- 日本の不参加→在韓米軍の非核化検証が在日米軍が隠れ蓑になる。北朝鮮に対する安全の保証が完結しない。
- 韓、朝、中、ロにとって日本の核武装への懸念が残る。

「スリー・プラス・スリー」北東アジア非核兵器地帯案



3

つの非核兵器国
による**非核兵器**
の誓約

日本
非核三原則、原子力基本法
板門店宣言(2018.4.27)

(1992. 1. 20)

+

3

つの核兵器国
による法的拘束力の
ある**消極的安全保証**

朝鮮半島非核兵器地帯 vs 3+3 北東アジア非核兵器地帯

- このままの朝鮮半島非核兵器地帯は5か国条約になる（韓、朝、米、中、ロ）。
- 日本の不参加→在韓米軍の非核化検証が在日米軍が隠れ蓑になる。北朝鮮に対する安全の保証が完結しない。
- 韓、朝、中、ロにとって日本の核武装への懸念が残る。
- 日本は、中・ロ・朝の脅威を理由とする「核の傘」から脱却できる。
- 日本は核兵器禁止条約に参加でき、被爆国として核兵器廃絶への指導力を有効に発揮できる。
- 非核兵器地帯機構として6か国による地域安全保障機構が生まれ、安保環境の好転の契機となる。